

国土地理院業務継続計画

平成 20 年 3 月
国土交通省国土地理院

国土地理院業務継続計画（BCP）の概要

BCP(Business Continuity Plan)とは
「自然災害など、予期せぬ事態が発生したときでも、業務を継続できるようにするための計画」

○ 背景と位置づけ

中央防災会議

首都直下地震対策大綱（H17.9）

首都中枢機関は、発災時の機能継続性を確保するため、事業継続計画を策定する

・首都直下地震応急対策活動要領

・中央省庁業務継続ガイドライン(内閣府)

国土交通省の取り組み

国土交通省安全・安心のためのソフト対策推進大綱（H18.6）

先進的に挑戦する取組の一つとして「事業継続計画への取組」を打ち出す

国土交通省業務継続計画

・防災業務計画を補完

・首都直下地震等を想定

・施設等機関及び地方支分部局においても業務継続計画を策定する

国土地理院の取り組み

国土地理院業務継続計画

・防災業務計画を補完

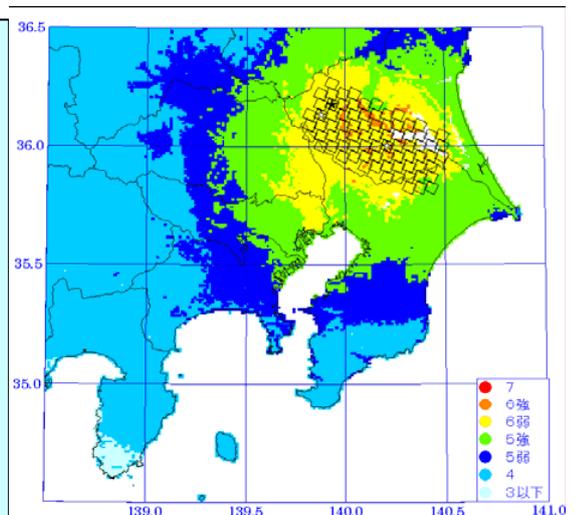
・茨城県南部地震を想定

○ 想定被害と業務継続への影響

茨城県南部地震(プレート境界茨城県南部地震(M7.3) : 中央防災会議報告)を想定

被害想定

- ① **鉄道は3日間途絶し**、以降30日で徐々に復旧
⇒発災後は**徒歩で参集**。
- ② **本館及び共用棟は半壊**。**宇宙測地館**は耐震性能を確保しているため**大きな被害なし**
⇒重要業務は**宇宙測地館**で実施。
- ③ **一般電話は輻輳時の通信規制により5日程度はつながりにくい**。**携帯メール**は遅れはあるが**使用可**
⇒通信手段は**災害時優先電話、専用情報通信と携帯メールのみ**
- ④ **電気2日、水道15日の停止**
⇒**非常用発電、貯水タンク**等による利用に限定



プレート境界茨城県南部地震(M7.3)による震度分布図
(平成17年7月中央防災会議報告)

「首都直下地震対策専門調査会報告」

○ 継続すべき優先業務

応急対策業務

…茨城県南部地震発生時に国土地理院が果たすべき災害応急対策業務

項目		目標時間 (発災後)		1時間		2時間		3時間		6時間		1日		3日		1週間		2週間	
		1時間	2時間	1時間	2時間	3時間	6時間	1日	3日	1週間	2週間	1時間	2時間	3時間	6時間	1日	3日	1週間	2週間
共通	情報収集	■																	
	安否確認		■	■	■														
	関係機関との連絡体制確立			■															
	第1回災害対策本部会議開催 (情報集約と対処方針決定)				■	■													
	政府会議等への参加体制確立			■	■	■													
地理情報の提供及び公表	地図画像データを関係機関に提供	■																	
	災害概況図の作成及び関係機関に提供			■	■														
	災害対策用図(小縮尺図)データの作成及び関係機関に提供			■	■														
	地形図(1/25,000、1/50,000)、地勢図(1/200,000)を関係機関に提供					■	■												
	空中写真撮影の実施及び写真等の提供及び公表(天候による遅延の可能性有り)									■	■								
	災害状況図の作成及び関係機関に提供及び公表(空中写真の撮影状況による遅延の可能性有り)									■	■								
										■	■								
地殻変動情報の提供及び公表	電子基準点データに基づく地殻変動情報の関係機関への提供及び公表									■	■								
	緊急現地測量の実施及び地殻変動情報の関係機関への提供及び公表									■	■								
	基準点測量成果の公表停止措置											■							
	人工衛星データを利用した広域的地殻変動図の関係機関への提供及び公表(最速4日から最遅46日)														■	■	■	■	■
	公表停止中の測量成果の改定及び公表(電子基準点は最速1週間)																	■	■

※ ■の期間内に当該業務を実施する。左端が最速の実施可能時間で、遅くとも右端時間までに実施する。なお、各業務については上記の期間後も適宜継続して情報の更新・提供等を行うものとする。

○ 継続すべき優先業務

一般継続重要業務

・・・国民の生命・安全の維持、国民の権利や財産の保全等のために継続することが必要な業務

項目		目標時間 (発災後)		1時間	2時間	3時間	6時間	1日	3日	1週間	2週間
		1時間	2時間	3時間	6時間	1日	3日	1週間	2週間		
国民の生命・安全の確保	電子国土Webシステムの運営・管理	対策済み									
	東海地方等地殻監視活動の再開	★									
	火山活動地域の地殻監視活動の再開	★									
国民の権利・財産の保全	電子基準点データの提供(リアルタイムデータ)	対策済み									
	基本測量成果の閲覧及び謄本・抄本交付事務の再開(測量法第28条公開)							★			
	基本測量成果の複製・使用承認事務の再開(測量法第29条複製、第30条使用)						★				
	公共測量承認事務の再開(測量法第33条作業規程、第47条公共測量の指定)								★		
	測量士・測量士補試験実施に関する事務(日程変更周知等)					★	(日程の切迫度に応じ対応)				

※ ★は当該業務を再開等する期限である

(注) 上記継続すべき優先業務中、以下の業務については、関係する法律の改正に伴い、平成20年4月1日以降適用する条項が変更となります。

(詳しくは国土地理院ホームページ(<http://www.gsi.go.jp/>)を参照)

【国民の権利・財産の保全】

	旧測量法	新測量法 (平成20年4月1日～)
基本測量成果の閲覧及び謄本・抄本交付事務の再開	第28条(閲覧及び謄本・抄本交付)	第27条第3項(閲覧)、第28条(謄本・抄本交付)
公共測量承認事務の再開	第47条(公共測量の指定)	第5条第2項(公共測量の指定)

○ 業務継続のための執務体制

▶ 参集要員の指定

(各部・センター、各課室であらかじめ指定。少なくとも年2回見直しを実施)

▶ 安否確認(携帯メール等を活用した安否確認)

茨城県南部地震発災時の職員の主な行動

	参集要員(継続すべき優先業務従事者)	参集要員でない職員
勤務時間外	<ul style="list-style-type: none"> ・安否情報を報告した上で参集し、業務に従事 ・参集できない場合は速やかに所属長に連絡 ・参集時は可能な限り食料・飲料水を持参、安全に留意 	<ul style="list-style-type: none"> ・安否情報を報告 ・自宅等で待機し、状況把握に努め、上司の指示を受ける ・この間、自宅周辺で地域貢献に取り組む(救出・救助活動等)
勤務時間内	<ul style="list-style-type: none"> ・家族安否を確認し、業務に従事 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共機関を利用する場合、帰宅手段が明らかになるまで庁舎内で待機 ・この間、継続すべき優先業務の支援、救出・救助活動に従事

参集可能な人員数の把握

▶ 職員の居住地データ等をもとに参集可能人数を課室単位で算出

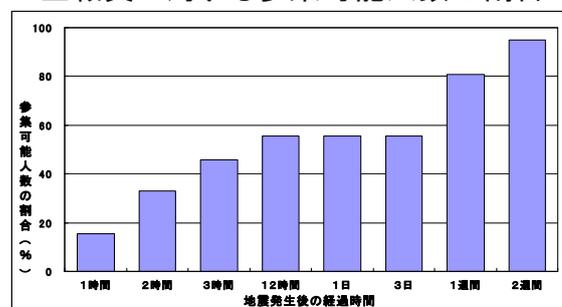
＜職員参集可能人数の考え方＞

- ◆ 発災後3日間は、本院から**20km圏内**の居住者が**徒歩で参集**
- ◆ 本人・家族の**被災、周辺の救出・救助活動に従事**する場合は**参集しないもの**と考える

参集可能人数の想定

発災後	参集可能人数
1時間目	4km圏内職員の約6割
3時間目	12km圏内職員の約6割
1日～3日目	20km圏内職員の約6割
2週間目	全職員の95%

全職員に対する参集可能人数の割合



課室単位で職員の確保が困難な場合は部・センター単位で調整

○ 執務環境の確保

優先業務を継続するために必要となる以下のような基本的な執務環境の確保策をとりまとめ

1. 庁舎・設備

(1) 庁舎の耐震化

- ・本館の免震工事を実施する(21年度まで)
- ・本館免震工事完了までの間は、耐震性能を確保している宇宙測地館で主に業務を実施する
- ・執務室の入居の可否を判断するためのチェックシートを作成する(20年度まで)

(2) 電力等の諸機能

- ・停電時には非常用電源に自動的に切り替え
- ・非常照明・エレベーター・消火栓等の保安用電力の機能確保済み

(3) 備蓄(食料、水、トイレ)

- ・重要業務従事者、帰宅困難者及び来訪者も含めた飲食物・簡易トイレ対応を計画的に順次確保する。

(4) 什器転倒対策等

- ・什器転倒防止状況の確認及び対策を再実施する(20年度まで)
- ・印刷業務用薬品等の危険物落下防止対策を実施する(20年度まで)

2. 情報・通信

- ・専用無線通信網や災害時優先電話等複数の通信手段を確保済み
- ・主要システム及び職員作成のデータは定期的に宇宙測地館にバックアップ

3. 負傷者の救護

- ・付近に居合わせた人が対応することを含め迅速に行動

○ 今後の予定(課題)

1. 教育・訓練と計画の見直し

業務継続の重要性を職員一人一人に定着させるため、日常からの訓練、教育を実施し、PDCAサイクルによるスパイラルアップに努め、業務継続力の向上を図る。

2. 執務環境のさらなる改善

- 予算措置等が伴う次のような事項については今後計画的に実施
- ・インターネット等外部通信回線の更なる冗長化の実施
- ・業務継続に必要な民間企業等に対して保守契約見直しの実施

3. 関係機関との連携

- ・国土技術政策総合研究所等他のつくば機関との連携

目次

第1章 業務継続の基本方針と本計画の構成	… 1
1. 背景と位置付け	… 1
2. 基本方針	… 2
3. 本計画の構成	… 2
第2章 想定災害と業務継続への影響	… 3
第3章 継続すべき優先業務	… 5
1. 国土地理院の任務・役割	… 5
2. 業務影響分析と継続すべき優先業務の抽出	… 5
3. 茨城県南部地震応急対策業務	… 6
4. 一般継続重要業務	… 9
第4章 業務継続のための執行体制	… 11
1. 参集要員の指定	… 11
2. 発災時の行動	… 11
3. 安否確認	… 13
4. 権限委任	… 13
第5章 業務継続のための執務環境の確保	… 14
1. 庁舎・設備	… 14
2. 通信	… 16
3. 行政情報システム	… 16
4. 広報	… 18
5. 防災監視室の代替措置	… 18
6. 帰宅困難者等への対応	… 18
7. 負傷者の救護	… 19
8. 各個人における業務継続への取り組み	… 19
第6章 教育・訓練及び計画の見直し	… 20
参考資料	
参考－1 茨城県南部地震の被害想定（中央防災会議）	… 21
参考－2 業務継続計画におけるライフライン停止期間の考え方	… 22
参考－3 茨城県南部地震の標準参集可能職員（想定）の考え方	… 22

第1章 業務継続の基本方針と本計画の構成

1. 背景と位置付け

平成17年9月に中央防災会議が決定した「首都直下地震対策大綱」においては、首都直下地震により、“膨大な人的・物的被害の発生”とともに、我が国全体の国民生活、経済活動に支障が生じるほか、海外への被害の波及が想定されることから、政治、行政、経済の枢要部分を担う“首都中枢機能の継続性確保”が不可欠とし、首都中枢機関は首都中枢機能の継続性確保のための計画を作成することとしている。

国土交通省は平成18年6月に「国土交通省安全安心のためのソフト対策推進大綱」を策定し、この中で新たな領域に先進的に挑戦する取り組みの一つとして「事業継続計画への取り組み」を打ち出した。

このような背景から、平成19年6月に国土交通省業務継続計画が策定され、その中で、施設等機関についても、国土交通省防災業務計画及び国土交通省業務継続計画との整合に十分留意し、その所掌事務に関し業務継続計画を策定することを求めている。

「国土地理院業務継続計画」（以下「本計画」という）は、このように国土地理院が実施しなければならない業務の継続性を確保するために必要な取り組みを定めるものである。

本計画は、国土地理院防災業務計画を補完するものである。訓練、災害に関する経験、対策の積み重ね、省内外の状況の変化等により、毎年、本計画を見直し、必要な修正を加える。また、本計画の見直し・修正を通じて、必要があると判断した場合には、防災業務計画についても見直しの対象とする。

国土交通省業務継続計画 第1章業務継続の基本方針と本計画の構成

1. 背景と位置付けより

・施設等機関及び地方支分部局の長は、国土交通省防災業務計画及び本計画との整合に十分留意し、その所掌事務に関し業務継続計画（以下、「地方等業務継続計画」という）を作成しなければならない。本省の各部局は、施設等機関及び地方支分部局の作成又は修正に協力するものとし、また、地方等業務継続計画の作成又は修正がなされた際には、必要に応じて本計画を見直しするものとする。なお、施設等機関及び地方支分部局は、地方等業務継続計画を作成又は修正したときは、速やかにこれを国土交通省本省に報告しなければならない。

2. 基本方針

国土地理院は、国土交通省設置法第28条に定められた業務を継続するため、下記の方針にもとづいて、業務継続性の確保を図る。

- ① 被災地・被災者を対象とした応急対策活動に万全を尽くす。
- ② 国民の生命安全、財産保全等の国民生活や民間の経済活動が中断する事態をできるだけ避け、その早期回復に努める。
- ③ 国土地理院の職員（庁舎内の来客者を含む）の安全を確保する。
- ④ 国土地理院の業務継続性の確保のため、必要な人員体制を整備し、業務資源を配分する。

3. 本計画の構成

本計画は6章で構成する。

第1章では本計画の位置づけと基本方針を、第2章は本計画を策定するにあたって想定する災害及びその災害による業務継続への影響を、第3章は継続すべき優先業務の評価基準の考え方及び抽出結果を、第4章は職員の参集・非参集の明確化や行動の整理、指揮命令系統の明確化など、業務継続に必要な執務体制を、第5章は電力、通信の確保、飲食物等の備蓄、負傷者対策等の基礎業務（ロジ業務*を含む）で構成される執務環境の確保を、第6章は本計画に係る不断の訓練、見直しを通じて、業務継続性の確保方策の具体化・向上を図ることを記述する。

なお、本計画を定める事項の外、各部・センター又は各課室レベルでの、より詳細な事項を定めたマニュアルの整備、見直しを行う。具体的には、業務の実施手順、連絡先情報、データや各種機材、備蓄品の所在等の事項について定めておく。

※ロジ業務：

室内の片付け、コピー機、プリンタ等の機器のチェック及び不具合の対応、飲食物、簡易トイレ等の調達、休憩スペースの確保、傷病者の応急手当、来訪者・帰宅困難者の対応等、本来業務を遂行するための後方支援業務

第2章 想定災害と業務継続への影響

想定災害は、中央防災会議で想定されているプレート境界茨城県南部地震（M7.3、茨城県南部の最大震度6強）とし、その被害想定は中央防災会議の想定（H17.7）を基本として、詳細の前提条件を次のように設定する。

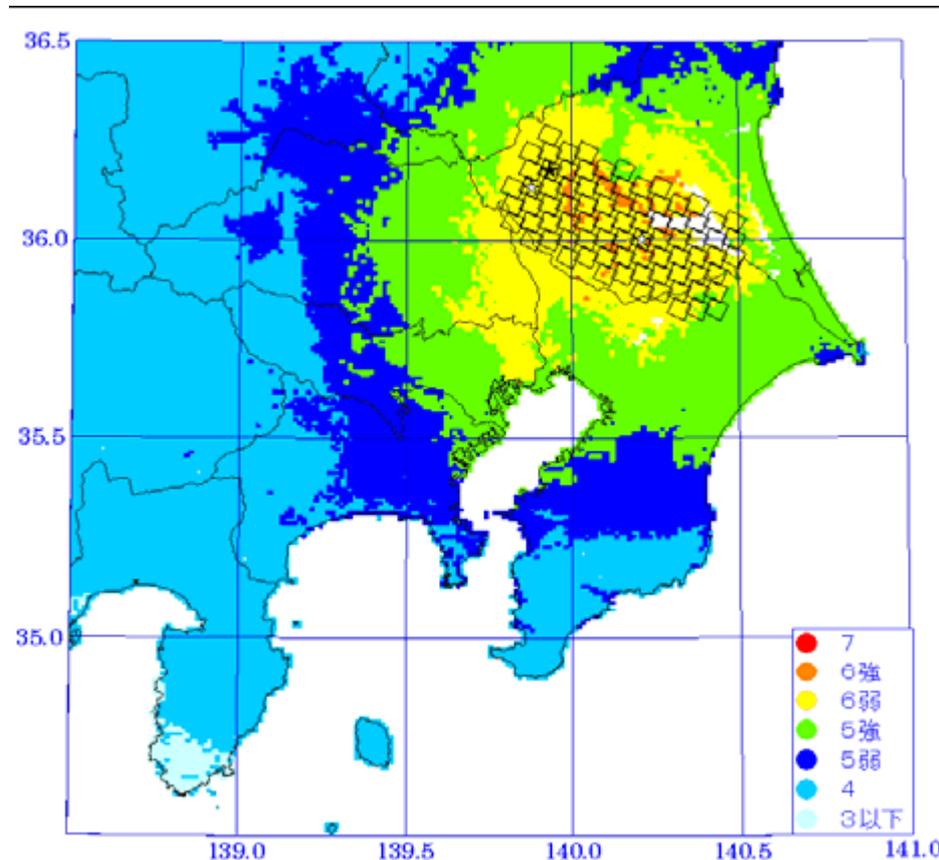


図-2 プレート境界茨城県南部地震（M7.3）による震度分布図（平成17年7月中央防災会議報告「首都直下地震対策専門調査会報告」）

前提条件

被害概要（最大）：（中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」被害想定）

- ・死者約500人。負傷者約2.1万人（うち重傷者約1,600人）
- ・建物全壊約8.7万棟（うち火災焼失約5.2万棟）

①公共交通機関（鉄道）

震度5強以上の区域は地震発生後3日間途絶。3日目以降は徐々に回復。30日で全路線が運行できる程度まで回復。

②本院庁舎

本館及び共用棟は半壊により庁舎内への出入りは可能であるものの、天井、壁等崩落の危険があるため業務実施は不可。宇宙測地館及び科学館は設備等を含め大きな被害無。

③本院庁舎に係るライフライン等の途絶による影響

- ・電気：供給が復旧（2日間）するまで非常用発電設備を使用。使用できる電力は制限されるため、計画的な使用が必要。
- ・一般電話：NTT等、通信事業者回線は、5日程度輻輳によりつながりにくい。

- ・携帯電話：5日間程度、輻輳によりつながりにくい。パケット通信は、遅れはあるが使用可能。
- ・マイクロ回線（国土交通省専用通信網関係）：使用可能。
- ・中央防災無線：使用可能。
- ・インターネット：地震の発生後6日間程度は、通信回線の断線等が発生し、事業者による復旧も行われなため使用不可。
- ・上水（飲料水）：事業者による供給が復旧（15日間）するまで使用不可（貯水タンクに貯留分のみ制限付きで可能）。上水が復旧しても下水道復旧まで使用不可。
- ・トイレ：原則として、上水・下水道復旧（15日間）するまで使用不可。
- ・ガス：事業者による供給が復旧するまで（30日間）使用不可。

※これらの想定は、本計画の具体的な検討のため、施設・設備の整備状況や阪神淡路大震災時の被災状況等を参考として独自に設定したもの

※電気、水道、ガスの復旧期間は、中小企業庁指針より引用

なお、本計画では茨城県南部地震以外の大規模な災害・事故（非常体制以上）等の同時発生はないと仮定して、継続すべき優先業務の検討を行った。

本計画は、想定災害を茨城県南部地震として策定したものであるが、他の事象も想定して、内容の充実を図っていくこととする。

第3章 継続すべき優先業務

1. 国土地理院の任務・役割

「国土地理院防災業務計画」では、災害が発生した場合に国土地理院が行う防災業務の基本となるべき事項について定めている。国土地理院本院が茨城県南部地震に見舞われた場合に、防災業務計画で定められている業務は最優先で取り組むべきものであり、それ以外の一般業務のうち特に継続実施が不可欠とされた業務と併せ、限られた人的・物的資源をこれらの業務に集中的に投入することとする。

2. 業務影響分析と継続すべき優先業務の抽出

真に継続が必要な業務を抽出するため、想定災害の発生後、業務停止による社会への影響度を評価する業務影響分析を行い、継続すべき優先業務を抽出した。業務影響分析として具体的には、業務が停止した場合に、国民、社会経済活動に、どのように影響を与えるかを地震の発生からの経過時間(1, 3, 12 時間、1, 3 日、1, 2, 3 週間、1 ヶ月) ごとに以下のレベルⅠ～Ⅴで評価を行った。

レベルⅠ：影響は軽微～

その時点で復旧していなくても目立った支障や不便はなく、社会的影響はわずかなレベル

レベルⅡ：影響は小さい～

若干の社会的影響があるレベル（復旧準備を始める必要が生じるレベル）

レベルⅢ：影響は中度～

国民生活上の不便、法定手続の遅延、契約履行の遅延などの社会的影響が発生するレベル（真剣に復旧対応を行うべきレベル）

レベルⅣ：影響は大きい～

法令違反、重要な法定手続の遅延等の相当の社会的影響が起ることが予想されるレベル

レベルⅤ：影響は極めて大～

人命に関わること、深刻な安全・治安の問題、大多数の被災者困窮等の甚大な社会的影響が発生するレベル

業務影響分析の結果、1 ヶ月以内にレベルⅢ以上の影響となる業務を継続すべき優先業務として抽出することとした。

抽出した優先業務は、情報収集体制の確立や院の災害対策本部活動、地理情報の提供等、地震発生によって生じる直接的な対策業務である「茨城県南部地震応急対策業務」と、茨城県南部地震発生の有無にかかわらず存する国民の生命の安全、権利、財産の保全に係る許認可業務等の「一般継続重要業務」に分ける。

以下にそれぞれの主な継続すべき優先業務について説明する。
それぞれの業務の文章末尾の【A～B以内】は、災害発生から、
A : 条件が良ければA内に当該業務を実施することが可能。
B以内 : 遅くともB以内に当該業務を実施する。
という時間を意味し、いずれも勤務時間外の災害発生を想定している。

3. 茨城県南部地震応急対策業務

(1) 情報収集及び災害対策本部の設置

災害時の応急対策活動に必要な情報を収集するとともに、国土地理院としての意思決定を迅速に行うために、幹部職員で構成する災害対策本部を速やかに設置し、本部会議を開催する。また、応急対策活動は各省庁と連携して行う必要があるため、政府の非常災害対策本部等との連絡・調整を密にし、政府の方針に沿って、効率的な応急対策活動を行う。

① 情報収集

参集時に目視した情報やマスメディアが発信する情報等の災害に関する情報収集を行う。【災害発生時～1時間以内】
収集した情報は災害対策本部等で共有化を図る。

② 安否確認

職員および職員の家族の安否確認は、業務継続に多大な影響を及ぼすこととなるため、これを実施する。【1時間～3時間以内】

③ 関係機関との連絡体制の確立

専用情報通信など災害発生時にも使用可能な通信手段による連絡体制を確立する【1時間30分～2時間以内】

④ 第1回災害対策本部の開催

「国土地理院緊急災害対策本部」(本部長：院長)を設置するとともに同本部会議を開催し、国土地理院としての対処方針を決定する。
【2時間～3時間以内】

⑤ 政府会議等への参加体制の確立

国土地理院で解明した地震発生メカニズム・モデル等保有する情報を提供するとともに、政府機関として情報の共有を図るため、政府緊急災害対策本部会議や地震調査委員会等の政府会議へ参加できる体制を確立する。【1時間～3時間以内】

(2) 地理情報の提供および公表

災害時、被害個所の把握や緊急輸送路を検討する等の応急対策活動を行

上で、正確な地理情報は不可欠である。このため、国土地理院で保有する又は作成する地理情報を提供又は公表する。

① 地図画像データの提供

被災地地図画像データを関係機関に提供する。【30分～1時間以内】

② 災害概況図の作成及び提供

情報収集した災害概況を地図上にプロットした災害概況図を作成し、関係機関に提供する。(インターネット回線状況、その他通信回線状況が良好な場合はホームページ上での公表も行う)【2時間～3時間以内】

③ 災害対策用図(小縮尺図)データの作成および提供

地図画像を加工した災害対策用小縮尺地図データを作成し、関係機関に提供する。【2時間～3時間以内】

④ 地形図・地勢図の提供

地形図(1/25,000、1/5,000)、地勢図(1/200,000)を関係機関に提供する。【3時間～12時間以内】

⑤ 空中写真撮影の実施及び写真等の提供、公表

(※以下、空中写真撮影は気象状況により遅延の可能性が有る。)

- ・速やかに被災地域の空中写真撮影を実施する【18時間～36時間以内】
- ・空中写真等を関係機関に提供する(インターネット回線状況、その他通信回線状況が良好な場合はホームページ上での公表も行う。)とともに、閲覧業務に供する。【2日～3日以内】

⑥ 災害状況図の作成及び公表・提供

- ・緊急現地調査の実施【6時間～3日以内】
- ・空中写真から災害情報等を判読【3日～5日以内:(空中写真の撮影状況により遅延もあり得る)】
- ・以上の災害情報を集約した災害状況図を作成し、関係機関に提供する。(インターネット回線状況、その他通信回線状況が良好な場合はホームページ上での公表も行う)。【22時間～1週間以内】

(3) 地殻変動情報の提供及び公表

広域的な災害規模の把握や二次災害の防止、的確な復旧作業に資するため、観測データの解析や緊急現地測量を行い、地殻変動情報を提供又は公表する。

① 電子基準点データに基づく地殻変動情報の提供・公表

電子基準点データに基づく地殻変動情報を関係機関に提供する(イン

ターネット回線状況、その他通信回線状況が良好な場合はホームページ上での公表も行う)。【6時間～1日以内】

② 緊急現地測量の実施及び地殻変動情報の提供及び公表

- ・ 緊急現地測量を実施し、詳細な地殻変動情報を把握する。

【15時間～4日以内】

- ・ 緊急現地測量で得られた地殻変動情報を関係機関に提供する。(インターネット回線状況、その他通信回線状況が良好な場合はホームページ上での公表も行う)。【2日～1週間以内】

③ 基準点測量成果の公表停止

地殻変動が著しい地区の基準点測量成果の公表停止について発表する(インターネット回線状況、その他通信回線状況が良好な場合はホームページ上での公表も行う)。【3日以内】

④ 人工衛星データを利用した広域的地殻変動図の提供・公表

人工衛星データ等に基づく広域面的な地殻変動図を関係機関に提供するとともに公表する(インターネット回線状況、その他通信回線状況が良好な場合はホームページの公表も行う)。【4日～46日以内】※

(※人工衛星の回帰日数により最速4日から最遅46日)。

⑤ 公表停止中の測量成果の改定及び公表

円滑な復旧事業推進のため、測量を実施し、公表停止中の測量成果を改定し提供を行うとともに、閲覧に供する。

【1週間～改定作業実施後、順次】

4. 一般継続重要業務

「一般継続重要業務」は、被災地だけではなく全国の国民の生命・安全の維持や社会経済活動を支えるための業務である。適切な措置や行政サービスを継続、順次回復させ、より安全・安心な社会を提供する体制を構築する。

(1) 生命・安全の確保

国民の生命・安全の維持を確保する業務については、迅速に対応できるような体制を整えることが不可欠である。

① 電子国土 Web システムの運営・管理

電子国土 Web システムを利用し、災害に関する地理情報を提供している自治体等への同システムの安定的な運用を確立する。【対策実施済】

② 東海地方等地殻監視活動の再開

東海地方等の地殻監視活動がデータ回線の断線等により停止していた場合に、活動を再開させる。【1時間以内】

③ 火山活動地域の地殻監視活動の再開

火山活動地域の地殻監視活動がデータ回線の断線等により停止していた場合に、活動を再開させる。【1時間以内】

(2) 国民の権利・財産の保全

国民の権利・義務や財産の保全に関して相当程度影響が生じる業務については、迅速に対応できるよう適切な措置や行政サービスを順次回復させる。

① 電子基準点データの提供(リアルタイムデータ)

電子基準点データ(リアルタイムデータ)を利用し測量を実施している測量業者等への電子基準点データ提供について安定的運用を確立する。
【対策実施済】

② 基本測量成果の閲覧及び謄本・抄本交付事務の再開

基本測量成果の閲覧及び謄本・抄本交付事務の再開(測量法第28条)に関する事務を再開する【3日以内】

③ 基本測量成果の複製・使用承認に関する事務の再開。

基本測量成果の複製・使用承認(測量法第29条複製、第30条使用)に関する事務を再開する【2日以内】。

④ 公共測量承認事務の再開。

公共測量承認（測量法第 33 条作業規程、第 47 条公共測量の指定）に関する事務を再開する。【1 週間以内】

⑤ 測量士・測量士補試験実施に関する事務

測量士・測量士補試験実施に関する事務（日程変更周知等）を行う。

【6 時間以内】※実施時間については、試験等の実施日直前で災害発生した場合の対応時間であり、日程の切迫度に応じ対応が異なる。

その他の所掌業務については、地震発生当初は積極的に抑制し、その後、通常業務体制への移行が開始できる状況になった場合には、継続すべき優先業務の復旧・遂行に影響を与えない範囲内において、順次復旧・再開を目指すものとする。

注) 上記継続すべき優先業務中、以下の業務については、関係する法律の改正に伴い、平成 20 年 4 月 1 日以降適用する条項が変更となります。
（詳しくは国土地理院ホームページ(<http://www.gsi.go.jp/>)を参照)

【国民の権利・財産の保全】

	旧測量法	新測量法 (平成 20 年 4 月 1 日～)
基本測量成果の閲覧及び謄本・抄本交付事務の再開	第 28 条(閲覧及び謄本・抄本交付)	第 27 条第 3 項(閲覧)、 第 28 条(謄本・抄本交付)
公共測量承認事務の再開	第 47 条(公共測量の指定)	第 5 条第 2 項(公共測量の指定)

第4章 業務継続のための執行体制

業務を継続するために必要な参集要員の指定、適切な要員配置を行うための発災時の行動、安否確認を以下の通り行う。

特に、参集要員の指定にあたっては、勤務時間外に発災し、地震発生直後は、徒歩によって参集可能な人員で対応するという条件の下で、継続すべき優先業務の遂行状況を課室単位で検証した。

1. 参集要員の指定

各部・センター各課室において、「茨城県南部地震の標準参集可能職員（想定）の考え方（参考-3）」にもとづいて算定した参集可能要員をもとに、本計画で抽出した茨城県南部地震応急対策業務及び一般継続重要業務を継続するために必要な職員（以下「参集要員」という。）を、あらかじめ指定しておく。また、人事異動等で変更があった場合も速やかに見直しを行うこととし、少なくとも年に2度（4月、10月を目途とする）、参集要員の指定状況を企画調整課において集約する。

本計画では、課室単位で職員の確保が困難な場合は、各部・センター単位で職員を調整することとしているが、今後、院を挙げて組織横断的に人員を活用するという視点も含めるものとする。

2. 発災時の行動

地震の発生は、庁舎内外、昼夜、休日、勤務時間内外を問わない。職員の行動は概ね以下の通りとする。

（1）勤務時間外に発災

① 参集要員の行動

- ・参集：参集要員は「茨城県南部震度6強」以上の情報を覚知し次第、家族を含めた安否情報を各課室で定めている者に報告した上で、指示を待つことなく速やかに本院に参集する。報告ができなかった場合でも、第一に参集することとし、参集の途中で随時、報告を試みる。

参集時には、可能な限り本人用の飲食物を持参するとともに、参集途上の安全確保に留意しつつ、被災状況を確認し、必要な事項を速やかに参集要員間で情報共有する。参集要員がやむを得ず参集できない場合は、速やかに所属長等に状況を連絡し、所属長等は当該参集要員の代わりとなる参集要員の調整を行う。

- ・業務遂行：参集後は茨城県南部地震応急対策業務及び一般継続重要業務を遂行する。

参集できない場合（例）

1. 職員または家族等が被害を受け、治療または入院の必要があるとき。
2. 病気休暇、特別休暇、介護休暇、育児休暇に該当し、参集することが困難なとき。
3. 職員の住居または職員に深く関係する者が被災した場合で、職員が当該住居の復旧作業や生活に必要な物資調達等に従事し、または一時的に避難しているとき。
4. 参集途上において、救命活動に参加する必要があるとき。
5. 徒歩により参集せざるを得ない場合で、その距離が概ね 20km 以上のとき。

状況連絡の内容（例）

・所属、氏名、出勤できない理由、出勤が可能となる時期（目途）、連絡・避難先、連絡方法等。

② 非参集要員の行動

- ・自宅待機：非参集要員は家族を含めた安否情報を各課室で定めている者に報告した上で、連絡が取れるよう留意して自宅等で待機し、状況把握に努めつつ上司からの指示を受ける。（安否情報等の連絡を受けた上司は、状況に応じて支援等必要な指示を出す）。
- ・地域貢献：待機の間、自宅周辺での救出・救助活動、避難者支援に携わるなど、地域貢献、地元自治体への協力を積極的に取り組む。

（2）勤務時間内に発災

勤務時間内に発災した場合は、本館及び共用棟が半壊する恐れがあることから、第一に身の安全を確保しつつ、救出・救助活動を行い安全な場所に退避する。火災が発生した場合、国土地理院自衛消防隊は身の安全及び避難誘導を最優先し、可能な範囲で任務を遂行するものとする。待避場所における負傷者・急病人については、緊急に手当が必要な負傷者や急病人は医療機関に順次搬送する。

各職員は地震が落ち着くまで待避場所で待機し、状況把握に努めつつ下記の行動をとる。

① 参集要員の行動

- ・業務遂行：家族の安否を確認し、茨城県南部地震応急対策業務及び一般継続重要業務を遂行する。家族との連絡が取れない場合には、業務遂行に支障がないよう非参集要員に安否確認を依頼する。どうしても家族の安否確認ができず、かつ公共交通機関の状況によらず帰宅できる場合においては、代替参集要員を確保し、上司の許可を得て帰宅して家族の安否を確認する。

② 非参集要員の行動

- ・支援：公共交通機関の状況によらず帰宅できる場合については、家族の安否を確認した後、電源等のリソース面で問題のない範囲で、安否が確認されていない参集要員の家族の安否確認や庁内の復旧業務も含めたロジ業務、茨城県南部震応急対策業務及び一般継続重要業務の支援、庁舎周辺地

域の救出・救助活動、避難者支援に従事する。なお、帰宅しなければならない場合や後日交代要員として予定されている場合、支援業務が落ち着いた場合は各部課室長の許可を得て帰宅する。

・庁舎内待機：公共交通機関を利用する場合は、公共交通機関についての情報が明らかになるまでの間は、むやみに移動せずに庁舎内で待機する。庁舎内待機中は、電源等のリソース面で問題のない範囲で、安否が確認されていない参集要員の家族の安否確認や庁内の復旧業務も含めたロジ業務、茨城県南部地震応急対策業務及び一般継続重要業務の支援、庁舎周辺地域の救出・救助活動、避難者支援に従事する。

3. 安否確認

職員及びその家族の安全の確保は、業務継続の第一歩である。業務継続活動を担う職員の確保体制及び当該職員が安心して業務に携わるため、人事課は平成 20 年度内に各部等に携帯メール等を活用した安否確認方法を周知する。

地震が発生した場合、職員は職員自身及びその家族の生命・安全の確保を最優先とし、安否に関わる情報を平成 20 年度内に人事課が定める方法にしたがって速やかに報告する。家族の安否確認については、普段から家族内でメールや災害用伝言ダイヤル等の連絡方法を確認しておくよう徹底を図る。

人事課は院全体の安否情報を集約し総務部長へ報告、総務部長が災害対策本部において報告する。以上の習熟のため、年 1 回以上安否の報告についての訓練を実施する。

4. 権限委任

地震の発生時に迅速に対応し的確に業務を遂行するためには、組織内の業務が円滑に進むよう指揮命令系統が確立されることが重要である。責任者が不在の場合も適切に意思決定がなされるように、予め権限委任を行う。

＜権限委任の考え方＞

- ・連絡が取れない場合は、意思決定に係る権限は、予め定めた順序で自動的に委任されるものとする。
- ・本院へ参集できない状況にあっても、連絡が取れ指示を仰ぐことが可能な場合は、権限の委任は行わない。なお、地震の発生時に迅速に対応し的確に業務を遂行するため、業務継続に支障のないよう、通信手段を確保し、連絡を密にするよう留意する。

第5章 業務継続のための執務環境の確保

1. 庁舎・設備

(1) 庁舎

本院本館棟及び共用棟は、官庁施設の総合耐震計画基準（平成8年10月制定）を満たしていないため、本館棟については免震工事を21年度までに完了することとしている。

宇宙測地館及び地図と測量の科学館は耐震性能が確保されており、設備等に大きな被害はなく、人命の安全確保上問題となる庁舎に関する支障は生じないと考えられる。

しかしながら、職員の安全を確保するため、管財課は、庁舎の継続利用・入館可否を判断するための点検体制の構築や役割分担の明確化、各課室の職員が速やかに判断できるようにしたチェックシート等の整備を行う（平成20年度を目途に実施）。各課室を使用する職員は、チェックシートにもとづき、執務室の被害状況の確認と使用の可否を判断し、各執務室等への立ち入りの可否がわかるよう表示を行うとともに、二次災害の恐れ等、特段の被害を認めた場合には、管財課に速やかに報告するとともに指示を仰ぐものとする。

(2) 電力

業務継続に必須の資源である照明やパソコン等は、電力の供給状況に依存する。「中小企業BCP策定のための指針」によると、震度6強の地震の被災地の電力の復旧に要する日数は平均で2日とされている。

非常用発電設備は、商用電力供給が停止した場合、自動的に回路が切り替わり、非常照明・エレベーター・消火栓等の保安用電力に供給する。また、本館・宇宙測地館の非常用発電設備については、保安用電力以外への電力供給が可能であるが、能力に限りがあるため電力配分については別に定めるものとする。

平成21年度を目途に非常用発電設備を実際に用いた定期的な防災訓練を実施する。

(3) 備蓄

帰宅困難な状況が生じることから、最低1日～2日は庁舎内に留まらざるを得ない可能性があることも考慮し、継続すべき優先業務従事者に限定せず遠距離通勤職員を対象として3日分を目途に必要な食料、水、トイレの備蓄を確保し、災害時に適切に供給できる体制を確立する。また、来庁者分についても考慮する。

総務課は、必要量、備蓄完了時期等について計画を定めるものとする。

① 食料

備蓄必要量は、継続すべき優先業務従事者、遠距離通勤職員及び来庁舎（職員の1割）の計3日分を想定する。なお、ガスの供給が長期間停止すると見込まれるため、出来るだけお湯を使わずにすむものを備蓄する。

② 水

備蓄必要量は、食料備蓄と同様を想定する。備蓄の目安は一人一日3リットルとする。

③ トイレ

備蓄必要量は、下水道の復旧には相当の時間（1ヶ月）を要する可能性があることから、最も備蓄が必要な勤務時間内の発災を想定して、全職員等を対象として1ヶ月分の備蓄を行う。

ただし、備蓄型の簡易トイレのみならず、仮設トイレの設置、敷地内での処理等の検討を行い、備蓄量を減らすことも併せて検討する。

（4）排水機能

下水道が被害を受けた場合、庁舎から排水することができない。また、排水管からの漏水による二次災害を防止するため、下水道及び排水管の健全性が確認されるまでは、トイレ、湯沸かし室等の使用を禁止する。

（5）空調機能

管財課は、空調機能を確保する。

ライフラインが復旧し、安全が確認されるまでの間、全館の冷房・暖房は運転しない。したがって、業務継続上空調が必要な機器（サーバ等）を管理する課室においては、非常時においても当該機器の空調機能が確保されるよう前もって措置しておく。

管財課は、運転監視及び保守の委託業者とともに速やかに点検し、ライフライン復旧後、早期の運転ができる体制を整備する。

（6）エレベーター機能

管財課は、ライフラインが復旧し、安全が確認されるまでの間、エレベーター機能を停止する。閉じ込めがあった場合は、閉じ込められた者に対して救出が完了するまで救出目途等の情報提供を行うように努める。

（7）什器転倒対策

執務室のロッカーなどの什器転倒防止対策は、地震時における負傷者防止対策と国土地理院の業務継続の両方の観点から実施する。管財課は、各部等の責任で以下の事項が行われるよう指導・監督する。

各課室は、特に重要なOA機器の固定を行うとともに、什器の転倒、書類・備品類の落下等による被害がないように、不安定な什器の上部に重量物を置かないようにするなどの措置を講じ、その状況を常に確認する。

各課室は、対策実施状況を把握し、対策状況が確認できないものも含めて転倒等の可能性があるものについては、速やかに什器の転倒等防止対策を講じる。

（8）薬品等危険物落下防止対策

印刷業務に必要な薬品等の危険物落下防止対策は、地震時における負傷者防

止対策と国土地理院の業務継続の両方の観点から実施する。総務課は、各部等の責任で以下の事項が行われるよう指導・監督する。

各課室は、薬品等の危険物の所持について数量や保管場所について把握するとともに、地震での落下等による被害がないように措置を講じる。

2. 通信

(1) NTT回線

NTT回線については、管財課が担当する。

本館庁舎の電話設備室に大きな被害がないため通信が可能である。地震発生時は、NTTの災害時優先電話※を活用することにより発信を可能にする。

※災害時優先電話

“発信”が一般電話に比べ優先されるものであり、“受信”が優先されるものではないことに留意し、普段から応急対策業務時に支障のない使用方法を心懸ける必要がある。

障害発生時には保守業者が対応することとなっているが、勤務時間内の対応のみとなっている。今後、保守業者との連絡体制を強化し、災害時に優先的な復旧を可能とするよう措置することを検討する。

(2) 中央防災無線と光ファイバ

中央防災無線と光ファイバについては、企画調整課が担当する。

中央防災無線は中央省庁等と衛星回線で結ばれており、本館庁舎の電話設備室に大きな被害がないため電話、FAXにより、中央省庁等との通信が可能である。

光ファイバについては、本省とのデータ通信が可能であるが、途中断線の可能性が高く、復旧には時間を要するため、使用が見込めない。

(3) 専用無線通信網（マイクロ回線）

マイクロ回線については、管財課が担当する。

本館庁舎の電話設備室に大きな被害がないため、国土交通省間での電話、FAXが可能である。

(4) 携帯電話

地震発生時は輻輳により繋がりにくいため、災害時優先電話として登録してある28台を有効に活用する。

3. 行政情報システム

行政情報システムについては、情報システム課が担当する。

(1) 蓄積データ（院、部・センター、課等）のバックアップ

① システムの現状確認、障害時の対応

主要なシステムについては耐震対策を実施しており、また蓄積データに

については、宇宙測地館にバックアップをとっているものの、システム全体としての冗長化・バックアップ体制の確立が課題となっている。また、その他のシステムについても、各担当者がそれぞれの方法でバックアップをとることとしているが、保管場所が機器設置場所と同一の場所であったり、対策が取られていないものが見受けられる。障害時の対応についても勤務時間内のみ対応となっている。

② 今後の対応策

本館及び共用棟に設置してある全てのシステムの蓄積データについて、耐震構造である宇宙測地館にバックアップするほか、地方測量部等の遠隔地にもバックアップをすることで更なる冗長化を図ることを検討する（平成20年度を目途）。

なお、各職員においても、継続すべき優先業務を実施する上で必要となるデータは、予め外部メディア等にバックアップをとり、耐震性能が確保されている宇宙測地館や地方測量部等の遠隔地に保管することとする。

また、次期システム更新時に天災に起因する障害復旧についても保守対象とすることにより、障害発生時の対応を可能とする（平成21年度を目途）。それまでの間、通常障害の保守業者との連絡体制、対応方法により暫定的に実施する。

（2）メールシステム

① システムの現状確認、障害時の対応

システムサーバは耐震対策を実施しており、また、宇宙測地館にバックアップをとっているものの、システム全体としての冗長化・バックアップ体制の確立が課題となっている。

② 今後の対応策

本館被災時においてもメールシステムが利用できるようバックアップの外部機関への委託等及びメール通信網であるインターネット回線の複数契約等更なる冗長化について検討する（平成20年度を目途）。

また、次期システム更新時に天災に起因する障害復旧についても保守対象とすることにより、障害発生時の対応を可能とする（平成21年度を目途）。それまでの間、通常障害の保守業者との連絡体制、対応方法により暫定的に実施する。

（3）インターネット環境

① システムの現状確認、障害時の対応

システムサーバは耐震対策を実施しており、また、宇宙測地館にバックアップをとっているものの、システム全体としての冗長化・バックアップ体制の確立が課題となっている。障害時の対応についても勤務時間内のみ

対応となっている。

② 今後の対応策

本館被災時においてもインターネットが利用できるようバックアップの外部機関への委託及びインターネット回線の複数契約等更なる冗長化について検討する（平成20年度を目途）

また、次期システム更新時に天災に起因する障害復旧についても保守対象とすることにより、障害発生時の対応を可能とする（平成21年度を目途）。それまでの間、通常障害の保守業者との連絡体制、対応方法により暫定的に実施する。

4. 広報

地震の発生後は、国民、報道機関に対して、被災状況や災害対応状況等の情報を適切に提供する体制を整備することが重要である。広報広聴室は、地震の発生後3時間を目途に報道発表及び情報提供できる体制を整備する。

また、災害時の対応を考えると、国土地理院の災害対応の広報の一手段として、ホームページは重要である。

ホームページ関連設備等の現状及び課題については、3. 行政情報システムを参照。

5. 防災監視室の代替措置

災害対策本部の活動拠点となる本館の防災監視室は、国土地理院の災害対応の基礎として重要であるが、現時点では、震度6強の地震に見舞われた場合使用できなくなる可能性がある。そのため本館庁舎使用不能時のバックアップ施設について、宇宙測地館、科学館の利用、他機関等との連携等の検討を行う（平成20年度を目途）。

6. 帰宅困難者等への対応

災害が発生した場合の来訪者及び庁舎外の帰宅困難者等に対する対応については、国土地理院の第一の役割は継続すべき優先業務の適切な実施であることを基本として、地域の一員としての国土地理院による共助の取組の観点から、適切に対応するものとする。

具体的には、災害発生後、直ちに庁舎の被災状況の点検や庁舎内に存在する者の状況等を確認し、外部者の移動制限や出入り管理等を行う。総務課は、各部等における庁舎内の来訪者及び庁舎外の帰宅困難者等の対応が円滑に行えるように各部・センターへ予め指示を行う。

① 来訪者

庁舎内の来訪者については、継続すべき優先業務の妨げにならぬよう、指定した待避場所において一時収容し、庁舎内の移動は最低限に留める。

うち負傷者・急病人については、緊急に手当が必要な負傷者や急病人は医療機関に順次搬送するとともに、緊急性の低い軽傷者には可能な応急手

当を施し、他の庁舎内の来訪者ととも待避場所へ誘導する。

② 庁舎外の帰宅困難者等

庁舎外の帰宅困難者等については、災害情報の提供、周辺の帰宅困難者受け入れ施設の紹介等の可能な支援措置を講ずる。

うち移動させることが困難な負傷者や急病人については、非常時優先業務の業務継続に支障を及ぼさないことを十分留意した上で、救急・救命措置、応急手当、医療機関への引き渡し等を行う。

7. 負傷者の救護

地震の発生時には、国土地理院が被災し負傷者が発生する可能性がある。負傷者が発生した場合は、その付近に居合わせた人が対応することも含め、「救命」、「悪化防止」、「苦痛の軽減」を目的として、速やかに対応するとともに、緊急を要する場合は医療機関に搬送することとする。

また、厚生課は必要な救護用品を確保し、適宜関係部署に配分等を実施する。

8. 各個人における業務継続への取り組み

地震の発生を想定して職員各自で必要なもの、例えば、がれき等が散乱する中を帰宅する際に長時間歩くための靴（スニーカー）や飲料水等について、各自で用意を行うことを推奨する。

第6章 教育・訓練及び計画の見直し

(1) 教育・訓練等

業務の継続性を確保するためには、業務継続の重要性を共通の認識として全職員が持つこと、すなわち「文化」として平時の業務の中にも定着させていくことが大切である。このため、実動体制を平時から想定させること、地震の発生後の施設等の機能を周知させることを目的とした訓練を定期的実施する。

また、日常からの訓練が不可欠であり、基礎知識を与える教育のほか、机上訓練や意思決定訓練、徒歩参集訓練、安否確認訓練、システム稼働訓練、対策本部設営訓練など、様々な訓練、定期点検等を実施する。

(例)

- ・ 地震防災訓練
- ・ 徒歩参集訓練
- ・ 情報伝達訓練
- ・ 強制停電訓練
- ・ 定期停電点検
- ・ 業務継続計画に関する講演会・セミナー
- ・ その他の臨時の業務実施方法への移行手順について訓練

地震発生訓練時に収集される情報や、各組織の対応については、訓練時及び、訓練が終了した後、適切に記録を残すものとする。記録は、誰がどのような役割を実施したのか、どのような課題があったのかを明らかにするよう心がけ、これらをもとに、より良い対応が行えるよう改善を図る。また、実際の地震災害が発生した場合でも、訓練と同様に情報収集・記録整備を行い今後の対応の改善に活かすようにする。その他、訓練の反省等を通し、必要となった物品については、必要量を検討し、予め確保を行う。

(2) 計画の見直し

訓練等を通じて、その問題点を洗い出し、課題の検討を行い、是正すべきところを改善し、計画を更新するというPDCAサイクルによるスパイラルアップに努め、継続的に改善し、業務継続力の向上を図っていく。

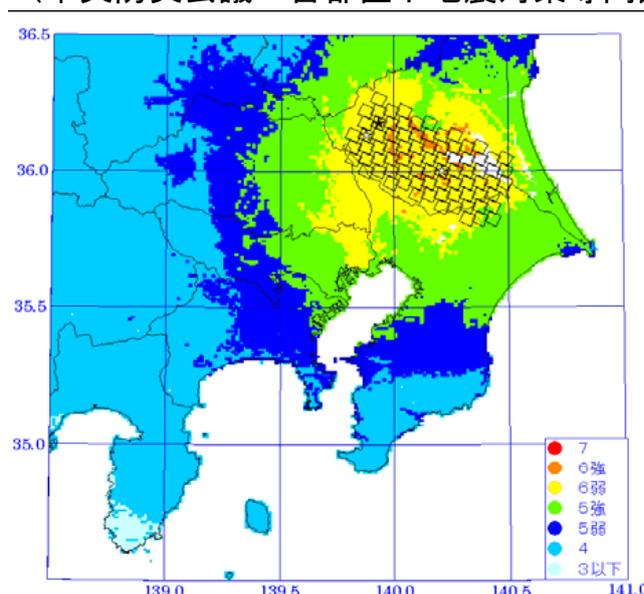
計画の見直しを行う体制として、「国土地理院防災会議幹事会」を定期的開催し、check（点検） & action（見直し）を行う。また、外部有識者による評価についても、今後検討する。

(参考資料)

- 参考－１ 茨城県南部地震の被害想定（中央防災会議）
- 参考－２ 業務継続計画におけるライフライン停止期間の考え方
- 参考－３ 茨城県南部地震の標準参集可能職員（想定）の考え方

参考－１

●茨城県南部地震（マグニチュード：7.3）の震度分布と建物被害、人的被害（中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会報告」）



被害項目	想定被害数
全壊棟数	約87,000棟
死者数	約500名
負傷者数 (内重傷者)	約21,000名 (約1,600名)

※18時発生、風速15m/sの場合

●想定被害：茨城県南部地震（震源：茨城県南部、マグニチュード：7.3）。国土地理院が所在する台地は震度6弱であるが、つくば市の一部の低地で震度6強を観測。

●茨城県南部地震における震度6弱以上の区域：（中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会報告」被害想定、平成17年7月現在）

都県名	区域
茨城県	土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、水海道市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、茨城町、小川町、美野里町、友部町、岩間町、岩瀬町、鉾田町、大洋村、麻生町、北浦町、玉造町、美浦村、阿見町、河内町、玉里村、八郷町、新治村、伊奈町、谷和原村、真壁町、大和村、八千代町、千代川村、石下町、総和町、五霞町、三和町、境町、利根町
栃木県	小山市、真岡市、二宮町、野木町、藤岡町
埼玉県	さいたま市、川口市、春日部市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、和光市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、伊奈町、北川辺町、大利根町、宮代町、白岡町、菖蒲町、栗橋町、鷲宮町、

	杉戸町、松伏町、庄和町
千葉県	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、佐原市、成田市、佐倉市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、四街道市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、印旛村、本埜村、栄町、下総町、神崎町、大栄町
東京都	中央区、台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区

参考－２

●業務継続計画におけるライフライン停止期間の考え方

- 国土地理院が所在する台地は震度６弱であるが、つくば市の一部の低地で震度６強の区域であることから、中小企業庁指針の震度６強の場合を採用し、水道１５日、ガス３０日、電気２日とする。
- インターネットの閲覧については、外部の状況が関係するため、本検討では、６日程度とする。
- 電話については、阪神・淡路大震災での輻輳期間の５日間を想定している。

参考－３

●茨城県南部地震の標準参集可能職員（想定）の考え方

発災１時間後の参集の考え方：毎時４kmの速さの連続歩行で参集すると考え、４km圏内の職員が参集可能。しかし、本人及び家族の死傷等、被災のため、職員の１割が参集できない。また、職員の３割が救出・救助活動に従事。従って、４km圏内の職員のうち約６割が参集可能。

発災３時間後の参集の考え方：毎時４kmの速さの連続歩行で参集すると考え、１２km圏内の職員が参集可能。しかし、本人の死傷及び家族の死傷等、被災のため、職員の１割が参集できない。また、職員の３割が救出・救助活動に従事。従って、１２km圏内の職員のうち約６割が参集可能。

発災１２時間後の参集の考え方：２０kmを越えると帰宅困難になるとの想定があることから、２０km圏内の職員が参集可能。しかし、３時間目の参集の考え方と同様の理由で４割が参集できない。従って、２０km圏内の職員のうち約６割が参集可能。

発災１日後の参集の考え方：１２時間後と同じ考え方をとる。

発災３日後の参集の考え方：１２時間後と同じ考え方をとる。

発災３日以降の参集の考え方：発災３日後、公共交通機関は徐々に回復し、２０kmを越える職員も徐々に参集可能。１４日後は、職員の死傷等により、５％が参集できないことを仮定し、全職員の９５％が参集可能。３日後から１４日後の間は、その間を直線補完して、参集可能人数を計算。

●阪神・淡路大震災における救出・救助活動の事例（「阪神・淡路大震災 被災地“神戸”の記録」（ぎょうせい、1996年）より）

- ・地震発生後1～2時間では、アンケートを受けた市民の約2割であり、30～50歳代の男性は3人に1人が活動に従事

●阪神・淡路大震災の事例（内閣府HPより）

県・市役所の地震発生後の出勤状況

	地震発生当日	2日後	3日後	4日後	5日後
兵庫県	20%			約7割	
神戸市	41%	約6割	約7割	約8割	約9割
伊丹市	75%	80%	83%	85%	
西宮市	51%	66%	69%	78%	
芦屋市	42%	52%	60%	69%	
宝塚市	60%				